

市民協働条例調査特別委員会

(平成26年4月30日)

○ 樋口博己委員長

おはようございます。時間となりましたので、市民協働条例調査特別委員会を開催させていただきたいと思います。

本日はゴールデンウィークの合間に早朝よりご参集いただきましてありがとうございます。中森委員、豊田委員は欠席のご連絡をいただいておりますので報告をさせていただきたいと思います。報道の方が傍聴されておりますので報告をさせていただきたいと思います。

それでは、前回、4月8日の委員会は午前中に委員会をしていただきまして、午後は関係団体との意見交換会ということで、1日の会議となりましたことを感謝申し上げたいと思います。

それでは、資料がたくさんありますので、資料の確認等をさせていただきながら進めていきたいと思います。

まず、最初に、資料1が先回の4月8日の午前中の委員会の趣旨ですね。

資料2が、4月8日の午後からの四自連さんとの意見交換会と市内のボランティア団体及びNPO法人との意見交換会で出されたもの、これは事前にメールボックスに入れさせていただいておるかと思います。

資料3が、四日市市民協働促進条例逐条解説（案）ということで、これは4月8日の午前中の委員会の議論を反映したものであります。

資料4が、政友クラブさんから条例の対案ということで、資料を提出いただいております。

資料5が、これは条文を法制的に少し整理をいただいたということであります。別紙1はそれに伴う資料ということです。

まず、ここまで資料はよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

資料6は、今後のスケジュール案。

資料7は、パブリックコメントに対する広報よっかいちの掲載案です。

資料8は、笹岡委員から請求がありました、学生の皆さんに対しての市民協働に関する補助制度の資料であります。

ということで、きょうの早朝8時45分から開催をさせていただきまして、当初9時45分までということでありました。しかし、閉会議会が自然閉会となりまして開催されませんので、可能であればもう少し議論したらどうかというご意見がありました。皆さんにお諮りしたいと思います。当初は9時45分に終了予定でしたが、その後、もしお時間があれば議論したらどうかというお声に対して、皆さんはどうでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

公的に議会が流れましたよという案内いただきましたので予定を入れてしまいました。済みません。やっていただいて結構です。

○ 樋口博己委員長

これは、今、お諮りすることですので、お一人でも予定があればやらないということで、当初から私も考えておりましたので、それでは9時45分をめぐりに終了ということで確認をさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、前回までの議論を受けての逐条解説の案をご提示しておりますが、対案が出ておりますので、これについて笹岡委員のほうから少し説明をいただきたいと思います。資料4です。

○ 笹岡秀太郎委員

お示しさせていただいたのは、条文と解説の部分と、それから、制度設計案について、私たちの思いといいますか、視点で対案という形で提案させていただいていますが、第9条の現状の案はもうずっと皆さんでしっかりと議論していただいていますので説明する必要はないと思いますので、第9条のアンダーラインの部分のところ、それから、解説のアンダーラインのところを少し我々の視点で整理をとといいますか、提案をさせていただくのですが、一つは、我々の対案としては、第9条の財政的支援というところを変えて、各種支援というふうな形で表現をしてみました。解説についても同様であります。市民活動を活性化するための各種支援を行うことを明らかにしていくと。

それから、第15条の基金制度の部分なんですが、これは随分以前から基金制度のあり方について議論をさせていただきました。今の時点で運用益等、あるいは寄附文化のないという視点をもう少し熟成したところでこれが出てくるというところであればいいんですが、一つは現行に合うようなところで基金制度を整備するというところを、対案として、人的、物的支援をするというような文言に変えてみたらどうかと。内容については、今、説明したとおり、人的支援、物的支援を行うように努力する必要があるというところの逐条解説の部分であります。

二つ目は、制度設計であります。AとB、事業委託型と市民団体提案型という2点で提案をさせていただいています。

事業委託型は、一つとしては、具体的委託事業を指定して委託団体を公募したらどうか。それから、さまざまな流れを経て委託事業を実施していく。そして、最後に市民団体の公開報告会を行っていただく。

もう一つは、市民団体提案型、これも行政課題、事業目的を公表して、具体的事業の提案を公募して、その採用事業は委託事業とする。あとは事業委託型と同じような流れで進めてみたらどうかというのが対案でございます。

以上です。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

事務局と事前にこの対案を見せていただいて確認をしておったんですが、2の制度設計案に関しては、具体的に書いていただくと、こういうことなんだろうなという話はしておりました。人的、物的というのはもう少し具体的に言えばどのようなことでしょうか。

○ 笹岡秀太郎委員

前回は関係団体においでいただいて議論があったように、やはり人がどういうふうな形で事業を協働して進めていくかというあたりが、非常に大きな問題点ではないかということが浮き彫りにされたかなというふうに思っています。特に行政とのかかわりというあたりをもう少し整理していく部分もあるんじゃないかというところで、ちょっとクローズアップさせた形で表現させていただきました。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

これにつきまして、委員の皆様でどうでしょうか。

○ 加納康樹委員

今までの長い議論の中で何となく政友クラブさんの発言されたところを集約すると、このような対案が出てくるところは理解ができないわけではないという感想は持ちましたが、この最終局面でこれを出されてどうまとめていくのかなというのが一つわからないというところと、あと、政友クラブさんのいろいろな発言のところから考えるとわからなくはないのですが、かえってこの対案でいくと、各種支援と言ったり、人的、物的と言ったりすることは、どう表現していいのかな、逆に広がり過ぎるといって、政友クラブさんのご懸念のほうに突っ込んでしまうような条例にも見えなくはないんだけど、どうなんだろうかね。原案のままのほうはまだ的が絞れていて、この対案のほうがかえって曖昧になって幅が広がる。

それこそ、川村委員とかがよくおっしゃるようなところの、逆に広がりを見せてしまうのではないかというふうな感じがするという感想が一つと、あとはちょっと法制的にも聞いてみたいのですが、各種といたりとか、人的、物的というふうな、こういう表現というのは条例の中の文章、文言としてふさわしいのかどうかというのもちょっと教えてほしいなという、そんな感じなんです。

○ 笹岡秀太郎委員

後段の部分はちょっとまた事務局で確認してもらおうか。

○ 樋口博己委員長

では、事務局のほうで。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

失礼します。事務局の渡部でございます。

政友クラブさんから提案いただいた対案につきまして、この委員会でご議論いただく中で一定の方向性が見えましたら条例として、例規整備の観点から改めて事務局のほうで正

副委員長とともに整理をさせていただきたいなということで考えております。

今の段階ですと少し修正していただいたほうがよろしいのではないかという表現内容になっておりますということで、よろしく願いいたします。

○ 笹岡秀太郎委員

ご指摘の部分、かなり広がりが見えてきてしまうよねという部分がおとりだなと私も思っておるんですけども、我々は基金制度の懸念というのをもう随分以前から持っていて、具体的に本当にそれが制度として定着していくかというあたりで実効性といいますか、その辺をより明確にやったほうがいいのかなどという部分を表現してみましたというところです。

○ 小林博次委員

国、県、市ともかなりの借金があって、国の状態でいえばもう破産というふうに理解したほうがいいぐらいの財政状況であるわけやね。そうすると、地方なんかでお互いが助け合いをしながら対応していかないと、年金は少ないわ、市は支援の手を差し伸べてくれないわということになると、自分たちで対応するしかなくなってくるとか、そんなことを想定して、とりあえずここでは行政側の窓口をはっきりしてくれよと、それから、せめて金くれと。

あとの施策については、まだ内容にどんな運動があって、何を支援するのかというのがよくわからない段階で提起すると、逆に悪用したりする人たちもおみえになるので、そのあたりも我々も注意していく必要があるのではないのかなというふうに思うわけね。

以前に市の職員が中心になって、防災か何かでNPOつくったけど、金だけ集めたがあと何もしないでどろんしてしまっただけで被害を受けた人がおるわけやな、現実には。どこか逃げて行って、被害を受けて逃げて行っていなくなったみたいな感じがあるけど、そういうような問題もないとは言えんので、とりあえず、市民の皆さんがおやりになる運動について一定の財政支援をするというところまでが極めて大事なところではないのかなと、こんなふうに思っているわけですね。

あと、ここで、財政支援等適切な施策、例えば病院へ連れて行ってやろうかといって有志でボランティアをつくる、悪い人がおれば連れていくんやけど、そうすると救急車の悪用がここではなくなるわけね、うまくいくと。ところが、病院側では受け入れがないわけや

から、そんなもん救急車に準じるといったって預かってくれやんわ、全く。そうすると、ここでは適切な施策で、救急車でやってきたのに準ずるような施策が病院側で提起されると円滑に動いていくことになる。そんなような感じでこの条例を僕らは見てきたと僕は思っているんだけど。だから、ここに書かれた集約された内容で当面いくほうがいいのではないかなというふうに思うんです。

○ 樋口博己委員長

小林委員の趣旨としては、対案ではなく、今の案でということですね。

少し各種支援という文言は広がりがあるのではないかというようなご意見もあったんですが、これは財政的支援も含めてというニュアンスでよろしいですかね。財政的支援以外のことを指すのか、それとも、財政的支援も含めてさまざまということでは各種と言われるのですか。

○ 笹岡秀太郎委員

財政の部分でいうと、人的、物的支援というところを第15条で指摘させてもらっていますので、各種支援というのは、いわゆる資金面1本に絞るのではなくて、適切な施策を実施するためという意味でうたっていますが、解説の前段で言うと、交流拠点の活動場所の提供や市民活動を活性化するための各種支援ということ。

○ 小林博次委員

笹岡さんに再質問してもええの。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 小林博次委員

各種支援というのは何を指しているの。

○ 笹岡秀太郎委員

まず一つは、各種支援の中に財政的支援があるかどうかというところが一つの論点かな

と思っておるのですが、その部分でいうと、第15条で人的、物的支援というふうに一応うたわせていただいていますので、ここでいう各種支援というのは、その財政的な部分を余り包含しないというのが基本的な思いなのですが、ただ、その各種支援という中には、財政というのを読み取ってしまう可能性もありますよね。その表現の仕方がまだちょっと整理されていないかもわかりません。

○ 小林博次委員

だから、各種支援の中身は、お金で助けてあげるとのことと、それからあとは、人を出せとか、そういうことになるわけやね。

○ 笹岡秀太郎委員

それでいうと、第15条で人的支援と物的支援というのが入っていますので、各種支援というのと両方重なってしまう可能性がありますね。ご指摘のとおりです。どう説明しているか、ちょっと今のところ苦しい部分です。

○ 樋口博己委員長

発案のご本人がきょうはおみえになっていないので、少し整理しにくいかなとは思っています。

○ 川村高司委員

これ、一応、政友クラブ案という形で出させていただいているんですけども、議論の中で十分議論し尽くしたかと言われると、ちょっと時間足らずな部分があつて、私みたいな偏った意見と、そこまではいかないまでもというような意見といろいろあつた中でこういうまとめ方に現時点でなつた状態で、活字に落としたらこうなつたという。

だから、下の第15条のほうの意味合いとしては、確実に財政的支援というのを割愛しているニュアンスで間違いないんですけど、第9条のほうの各種支援というところにおける解釈というのは、今、指摘されたような、どこまで包含するのか、各種というのは何を意味するんだというところの議論は会派の中では改めて突っ込んだ議論ということはないですよね。状況だけを説明すると。ただ、第15条のほうで財政的支援というのは削除するというような方向での議論であつて、それがあつたから第9条のほうであえてそこまで

言わなくてもいいんじゃないかというような、経緯だけを説明するとそういうことです。

○ 樋口博己委員長

わかりました。

私が発言した趣旨は、この資料を提出いただいたご本人がここにみえないので、ここではこれ以上議論できませんねという話ですので、一旦、この議論はとどめたいと思いますが。

○ 小林博次委員

委員長がとどめるというならとどまるんやけど。ただ、あと出てくる各種支援の中身は、人的支援やと思うんやわ。だから、さまざまな団体に市の職員を派遣してくれと言われると、そんなこととても対応できやんことやと思う。人を減らしていきながら、どうやって財政をきちっとしていくのかという路線で進んでいるわけやね。それで足りんから、自分たちのかゆいところは、背中まで市では手が届かんから自分らでかけと。少しお金を上げますよということをここで問題提起しているわけで。だから、ここで各種とうたってしまうと、逆に問題が大きくなり過ぎて、運動ができなくなってしまう。

だから、条例が実施しても守れやんような条例に変わってしまう可能性が大きいので、今までの集約どおりで進めたほうがいいのではないかということなんやけど、提案者がおらんからまた後で論議するの。もう十分論議してきて集約したわけやに。

○ 樋口博己委員長

しかし、次回、5月22日は日程を確保させていただいていますが、以前から確認をさせていただいているとおり、パブリックコメントの日程もございますので、5月22日に関しても議論はさせていただきたいと思っています。

○ 小林博次委員

同じ論議にはならんと思うよ。だから、最終集約を、5月15日までにしておかないと困るんと違うかなと。

○ 樋口博己委員長

小林委員の発言の趣旨からしますと、本日は豊田委員にも事前に提案者として直接説明をいただきたいということでお願いして、ご本人にも了解いただいております。ですから、本日は豊田委員本人から具体的な説明をいただくものだと思っておりましたが、きょうは欠席されていますのでなかなかきちっと議論ができないと思っています。

○ 小林博次委員

だから、提案しておいて欠席したら、もう言語道断やから、取り下げてもらわんとあかんですよ。

○ 笹岡秀太郎委員

これ、提案が政友クラブになっていますので、あえて豊田委員と書いていなかったの私のほうで説明させていただきましたが、この内容につきましては、一応、会派の全員でいろいろと意見交換をして、今までの流れと、それから、我々が思いとしていた、本当に基金という部分で行政側と市民というのがうまく回っていくのかという、その辺の一番のところの議論をたたき上げて、豊田委員にまとめさせた部分がありますので、ちょっと一部説明のつかない部分、今、言ったように、説明の内容で第9条とそれから第15条が重なる部分もありますけれども、一応、エッセンスとしては伝えたい部分は会派としてはこういうことなんです。

○ 樋口博己委員長

この議論はこれで終わりたいと思います。

次回の5月22日、時間がある範囲の中で議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 川村高司委員

あと、進め方というか、先般の意見交換会で、四自連さんとかNPO団体さんとかと意見交換をして、それを何らかのフィードバックというようなプロセスは踏まないのですね。私の感触としては、この間の意見交換会の中で、先ほど笹岡委員のほうからも説明していただきましたけれども、話を伺うと、人的なサポートを求めている、行政サイドに関してもいろんなアドバイスの面であったりとか、あと、地域とのコミュニケーション等の

意見があったので、ただ単に意見交換会やりましたというだけで、意見としては出ていますけれども、それを集約して、それを何らかの形でフィードバック、酌み上げるというようなプロセスはもう持たないんですかね。

○ 樋口博己委員長

事前に意見交換会の資料は配付させていただいておりますので、もしこの場でこの意見交換会を受けてという角度でご議論あればいただきたいと思いますっております。

○ 加納康樹委員

私の感覚としては、自治会さん、NPOさん、いろんなご意見はいただきましたが、ご提示した条例案であるとか、逐条解説案に対しての修正を求めるほどのご意見というのはなかったのでこのままでという、そういう流れで問題ないのではないかとというのが感想ですが、皆さんはいかがでしょう。

○ 樋口博己委員長

他にご意見ございましたら。

○ 早川新平委員

今、川村委員がおっしゃったのは、これは僕の推測なんですけれども、この間、意見交換会をして、NPOさんと四自連の方たちの意見の隔たりというのが非常にあったということは皆さん認識されていると思います。特に四自連のほうからは、この条例案に対して、NPOを意識していることやないかということも具体的には出ていました。そういうことに対して、四自連とNPOというのは僕は異質なものではないと思っています。大きくいったら同じ市民の協働において運用されておるというところで。それに対して、ともすれば敵対心があるような感じで、そこをどう調整するかということ川村委員はおっしゃったと思うんですよ、現実にはね。

ですから、そこを議会として、せっかく意見交換会をした以上は、それに対してアプローチをしてもいいんじゃないかという意見、思いがあって、僕はフィードバックという言葉を使われたと思うんですが、私もこのままずっと水と油のような形でやっていっても何一ついいものは生まれないというふうに、猜疑心もあるやろうしお互いに。

それであれば、そこをどういうふうに取りもっていくかという一つの提案を僕はされたというふうに思うし、私は、議会としてもせつかくこういう市民協働条例調査特別委員会というのがある以上は、意見を別々に聞いたんじゃないし、腹を割ってわだかまりというか、それをなくしたほうが、早くお互いを認めて、ああ、そうだなと、四自連ができるどころと四自連ができない隙間のところをNPOが埋めていただく、そういったところでやらないと、それこそ本当に協働ではないんじゃないのという気はするんで、川村委員の補足やというふうに私なりに発言をさせていただきましたけれども、そういうことじゃないのかなという思いです。あとは、それは委員長が判断されることやと思いますけれども。

○ 樋口博己委員長

他の委員の皆様、どうでしょうか。

○ 川村高司委員

この意見交換会の中でも話があった、例えば市民協働促進委員会について具体的な質問がありましたけれども、それは今後、理事者側のほうでやってもらうんだというような回答で時が進んでいったというか、それで納得されているかどうかというのは別にして、四自連さんのほうも理解するまでには及んでいない。なので、その辺いろいろ議論はし尽くしたというような話がこの委員会の中ではあるものの、この前、小林委員が言われた、理事者は具体的にどうするんだというところまできちっと確証をとらないとだめなんじゃないかというような、一般市民感覚でいくと、そこまできちっと熟慮した上でそのもととなる条例案をつくっているのか、それは想定せずにとというような話は非常に重要な部分で、それを受けて、いやいや、それは役所のほうの仕事としてしまうのかという意見はまだいろいろあるとは思いますが、そういうことをこの間の四自連さんのほうも質問はして、一応回答はしたものの、それでいいのかどうかもわからないまま、とりあえず質問していただいたというような。

本来のあるべき姿はどうなのかというのはわからないまま終わってしまったんじゃないかと。その辺は丁寧にフォローしてあげる必要があるんじゃないかという、そういう意味でちょっと発言しましたので。

○ 芳野正英委員

私も加納委員と同じで、主な意見のところでも、一番初めに質問あった中ではNPOを意識しているように思えるがということで、いろいろ話をさせていただく中で、資料②の三つ目の三角のところにもありますけど、現在行っている活動が大きく変わるのではないかと危惧していたので安心したと、現状は大きく変わらないと理解したというようなことと、2ページの最後の三角のところでも、自治会活動への理解も配慮されておる条例だということ、市民の皆様には自治会の評価、存在が見えるような条例にさせていただきたいということで、この条例に対して理解をして、まだまだ一部分で質問等もこれからあると思いますけど、全体的にはその条例をもとにして自治会の活動も市民に周知できるようにとか、いろんな自治会の携わりが少ない中の懸念もここで解消していきたいというような前向きな評価を得ていたのかなと思うんですよね。

だから、この条例ができて、誰もがすぐに理解できるということはないと思いますので、こういう意見交換というか、説明をどんどんしていく場は確かに必要やと思うんですけど、そういう意味でのフィードバックは必要やと思うんですけど、具体的にこの条文のここはおかしいとか、この条例自体の方針の全体的な部分がおかしいという意見はなかったのかなと思うので、やっぱりまだまだ浸透していない部分での不安とか、これから聞かれると思うんですが、この中身を説明することでこうやってクリアできていくんじゃないかなというふうには思います。

だから、川村委員がおっしゃるように、この意見交換会でのフィードバックというのはどこかをいじるということはないと思うんですけど、この条例を説明していく機会というのはないといかんのかなとは思いますが。

○ 小林博次委員

多分、自治会にしてもNPOにしても、議会に対してもさまざまな疑問を持っていたと思うんやわ。だけど、質問の中で大体ご理解が得られた。疑問点については大体理解をさせていただいたかなというのが最後の四自連の会長さんの言葉にあったと思っているんやけど、ただ、やっぱり委員会としては、お呼びいただいた団体に感想か今後の協力を求めるか、そういう返事は要るんと違うかなという気がしているんです。

ただ、行政側にもお願いしておきたいのは、例えば市民の中でさまざまな要望を自治会にしていったけれども当てはまる場所がない。自分たちでちょっと背中この辺かゆいからかいてみるかという組織ができて、すばらしい活動をしていると思っているんやわな。

その中に実は自治会長さんが随分入っておみえになる。だから、NPOに入っていない自治会長さんと、自治会長を経験して足りないところをNPOでやられた人の差が随分あるので、この辺はやっぱり行政側が市民活動という枠の中で理解を深めるような、例えば合同して会議を開いてやるだとか、そういうことで埋める必要があるんやないのかなと。

以前、市民自治基本条例をつくったときに、毎回、連合自治会から3人おみえになりました。随分論議を聞いて理解がされて、一番最後に出てきた言葉が、自治組織がもう機能していないところが随分あると。だから、何とか新しい時代に合うような自治組織にしたいので協力してくれませんかという言葉やったんです。ですから、自治会としても今まで一生懸命やってきたけど、そのままでええのかなという気持ちがあるんやろうなと思えたわけね。市民活動にしても、こんなこと自治会でしてくれるかと思ったけど、なかなかそこまではいかんなど。何か一緒のことばかり論議して答え出しているなど。そういう相互不信みたいなのがその辺で生まれておるような気がしているわけですね。

ですから、さっき言ったみたいに、行政側はここ一番、何か適当な会議を開いていただいて、少しお互いの肩をもみほぐす作業をすると自治会がNPOを救ったりという作業が円滑にいくのではないのかなと、こんなふうに思っているのでちょっと発言しました。コメントがあればちょっとください。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

おはようございます。次長の山下でございます。

小林委員のおっしゃった点につきましては、私どももすごく意識をしております、去年も各地区を回らせていただいたときに各地区の地縁団体以外の例えばボランティア団体とか、防犯協議会、今は総合補助金の受け皿の団体になっておりますまちづくり委員会、そういったところへ地域のまちづくりボランティア団体とかNPOの団体とかと一緒に緩やかに入っていただいて、少なくともそこで何かを決めるということの前に、こういうことを自分たちはやっているんだよというようなことを情報交換して、お互いに何をやっておる、どの地域でやっておるかということを手助け合いをしていただくような場を持って欲しいということでいろいろ回らせていただきました。

おっしゃられるように確かに地域によってはNPOというものに対して違和感を持たれている地域もございます。逆にそういったところも入れているよという地域もございますので、私どもとしてはそういった入れていますというような地域のモデル的な事例を、各地区に回るときに紹介させていただきながら、NPOの活動についても各地区にいろいろ浸透するような形で協働ができるような方向で、全ての地区一斉にというわけにもまいりませんので、徐々に進めていくような形でしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

先ほど小林委員からの発言がございましたが、先般の意見交換会を受けて、正副委員長名で御礼とともに今後もいろんな形で市民の皆さんに対して説明する機会を持つよう努力したいというような文面でお返事をするのがいいのかなと、感じています。

僕の思いつきであれなんですけど、新総合計画調査特別委員会で、市民に説明する場を設けたかと思うんです。日程の問題とかいろんなことがあるので、この場で賛同いただくという話ではないんですが、特別委員会としてなのかどうか分かりませんが、そういった市民に対して説明をする、これは議会報告会の中でするのがいいかどうか分かりませんが、そういう努力は必要なのかなというふうには感じています。より理解を深めていただくために。これは今の私の感覚ですので、副委員長とも打ち合わせをしていませんので、その辺正副で整理させていただいて、何らかの形で説明していきたいなという思いは感じております。これは全くの私案ですので今後相談していきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

いずれにしても、ご参加いただいた方には正副で御礼のお手紙なりをお出ししたいと思っております。

この意見交換会を受けて、この条例なり逐条解説にどう反映していくかというところは、私の感覚としては、現状で盛り込まれているのかなと。また、今後の要綱なりにそういったところには少し盛り込むべき点があるのかなというふうに感じております。ですから、逐条解説の文言をどうこう、条例文の文言をどうこうというところを変更するものではないかなと思っておりますが、この辺、こういう方向性でよろしいでしょうか。

○ 川村高司委員

四自連として出席していただいた方も総意ではなくて、ある程度個人的な見解での意見も述べられているのかなというふうに見てはいるんですけども、その中で、先ほどこの要約の中にとということ、肯定的にとられている意見もあったじゃないかという話の中に、それに対して、だからといって逆を言うんですけど、2ページのめくっていただいた、三角マークの下から三つ目で、NPOはある程度の報酬を得ているが、自治会はボランティアで今までやってきたので、財政的支援は理解できないところでもある。

それに対する回答はしているものの、それで納得したかどうかというのはまた別問題で、またその下に、現場では自治会とNPOはうまくなじんでいないのが現状であると。住民のNPO自体に対する理解が進んでいないように感じるというような具体的な現場の意見も伺っているという。今回、この条例を制定することによって、どう具体的に解消するかということころまではなかなかいかないのではないか。

個別具体的に、潰していけという、それは皆目、時間的、物理的に無理な話なんですけれども、一応、そういう現場の実態として、今、市民活動である自治会、もう一方のNPOというのはなじんでいないという現状面がある中で、じゃ、それをどう解決していったという問題は難しいで済ますのではなしに、それを条例の中に織り込むことによって、どう織り込めるのかが、これでいいという意見もあるんでしょうし、いや、これではなかなかそういうものではないという意見もあるのかなという。だから、具体的に問題が提起されて、その対策案になっている、なっていないというのはちょっと意見の分かれるところかなという、あえて指摘だけして。

○ 山口智也委員

川村委員おっしゃったように、この前の意見交換会でやっぱり現状、NPOと自治会がなじんでいないというのは現実としてあるのかなというのは感じましたけれども、先ほど小林委員からもお話がありましたように、最後の四自連の会長のお話にもありましたように、今はそうであってもやはり時間をかけて、ともにこの市民協働を進めていきたいということなんだろうと思いますし、自治会側が一番懸念されておった財政的支援という部分も、今までの自治会側への補助金のあり方が全く変わってしまうのかということら辺のご懸念も、そこはご理解いただいたのかなというふうにも思いますし、この案で進めていくということで、今後はさまざまな細かい現実的な問題というのを修正していく部分は当然あると思いますので、まずはこれをたたき台として、この案で進めていくということなの

かなというふうに思っております。

以上です。

○ 樋口博己委員長

それでは、時間の関係もございますので、この程度で終結をしたいと思います。

少しいろんな懸念のところがございましたので、それは今後、要綱なりでしっかりと盛り込んでいきたいなと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

そうしたら、済みません、資料5について説明いただけますか。

○ 岡田議会事務局主幹

資料5について説明をさせていただきます。

資料5ですけれども、法制の執務とか例規整備の視点から、一旦、条例文を見直させていただきました。あくまで内容をどうこう変えるというわけではなくて、法制の面から少しこういうふうの手直しをしたほうがいいんじゃないかということで案を出させていただきました。

資料5の表ですけど、真ん中が原案です。左側が修正案になっています。右側は修正の理由というところで、その修正の理由の右上のほうにAとBというのがあると思うんですけども、Aというのは、用字とか用語の整文です。Bのほうは、内容を確認等させていただきながら、このように修正したほうが良いのではないかということで出させていただきました。

Aのほうは送り仮名を直すとか、ここは読点をつけたほうがいいんじゃないかとか、ほかの条文全体を見渡して、ここは一つ文言を加えたほうがよりわかりやすいのではないかということで直させていただいたものでございます。

Bのほう、こちらだけ解説させていただきます。めくっていただいて、2ページ目の第9条、市の施策なんですけれども、こちらを読ませていただくと、市は市民協働を推進するため、市民活動の総合的な窓口を置くとともに、ここまではいいんですが、この後、市民等、市民活動団体及び事業者への情報及び活動場所の提供並びに財政的支援等適切な施策を実施するものとするということで、及び、並びにといった接続詞で接続をしています。

その次に別紙1というのをつけさせてもらいました。表になっている縦書きの資料なんですけど、こちらの上を見ていただくと、今の第9条、市の施策をそのまま読むと、市民

であり市民活動団体であり、事業者に対して情報の提供であり、活動場所の提供であり、財政的支援を行うということで、市民活動団体に対してはいいと思うんですけど、市民であったり事業者に対しても活動場所を提供したり、財政的支援をしたりというふうに読めちゃうおそれがあります。今までのこの委員会での意見ですと、別紙1の矢印の下の修正案のとおり、情報の提供に関しては市民であったり、市民活動団体であったり、事業者に対して行う。ただし、活動場所の提供や財政的支援に対しては、これはあくまで市民活動団体に対して行うものであるということを明確にさせていただくために、資料5の2ページ目の第9条のところを、下線部のとおり修正させていただきました。市は市民協働を推進するため、市民活動の総合的な窓口を置くとともに、市民等、市民活動団体及び事業者に対し情報の提供を行い、並びに市民活動団体に対し活動場所の提供及び財政的支援等適切な施策を実施するものとする、このように整文をさせていただきました。

次に第10条ですけれども、原案のとおりですと、誰に対して行政サービスへの参入機会を提供するよう努めるのかがございませんでしたので、こちらは、①の市民活動団体という文言を追加させていただきました。

このBの2カ所が、確認をしていただきたいところでして、あと、Aに関しましては、先ほど申しましたとおり、法制上の整理をさせていただいたところですのでご覧いただければと思います。

以上です。

○ 樋口博己委員長

資料5についてはこのとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

じゃ、このとおりで。この資料3には反映されていないということですね。ということですので、この資料5の修正案を確認させていただきましたので、今、資料3で出ているものはこれに反映していくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料8の説明をいただけますでしょうか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

資料8につきましては、前回、4月8日に資料として出させていただきました、他市の市民協働の促進に係る補助制度の中で、ここにございます大津市と高知市が学生に対するまちづくりの補助金というものを出しているということで、それをもう少し詳しく調べてほしいというご依頼がございましたので、聞きとりをさせていただきました、大津市につきましては、対象は学生を中心にした団体ということで、構成員が10名以上で7割以上が学生のもので、上限額については、平成24年度までは50万円だったところを、平成25年度からは20万円にしたということで、平成24年度実績、平成25年度予算額については、こちらに記載のとおりでございまして、導入の経緯としては、学生と地域住民と協働、パートナーシップで活性化をするために、学生に対してそういった資金の提供をしたらどうかということで導入をされたということで、実績例につきましては、下記に記載のとおりでございまして、

高知市につきましては、構成員3名以上が18歳の学生ということで、1事業1回5万円ということでございまして、当初は学生が多かったということで学生用に導入したということなんですが、実際には平成25年度から導入をされておりますけれども、平成25年度には実績はなかったということでございまして、

説明は以上でございまして、

○ 樋口博己委員長

笹岡委員、よろしいですか。

○ 笹岡秀太郎委員

ありがとうございました。

○ 樋口博己委員長

資料8に関してはこういうことであります。

資料6, 7ですけれども、前回から確認はさせていただいておりますが、改めてペーパーで少し具体的に流れを出させていただきました。次回、5月22日開催予定であります。ここで改めて条例素案、逐条解説のパブリックコメント用のものを確定させていただきたいということで、②がホームページ掲載内容の確認、③が意見募集要領の確認、それが資

料7になります。このような内容だと。

6月にパブリックコメント実施の周知を広報よっかいちの6月下旬号でさせていただきます。6月5日には市議会だより、これは開会議会のものですね。ホームページで掲載すると。7月3日には議長定例会見で広報させていただくということで、次、7月7日から8月6日まで約1カ月、パブリックコメントの実施期間であるということで、次に8月定例会月議会が終わりまして、10月にパブリックコメントで出された意見を集約、整理し、条例への反映等をここで最終議論させていただくと。11月に委員会で条例案、逐条解説、報告書案の最終整理の確認ということで、この委員会といたしましては、この後、11月定例会月議会に上程ということをご予定として考えておりますが、この上程までをこの特別委員会の役割というふうに考えております。11月に上程するというごこと、今後のスケジュールの案として、以前も確認はさせていただいておりますが、改めてもう少し具体的な日程としてお示しをさせていただきました。

資料7は先ほどのとおり、パブリックコメントの広報のご案内の内容ということであります。この書式はちょっとスペースの関係でいろいろ変わってまいりますが、このような内容でということになります。

ということで、時間となりましたので、次回、5月22日朝10時からということでご考えておりますので、ご参集をお願いしたいと思います。本日はこれで終了したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

本日はありがとうございました。早朝よりありがとうございました。

9 : 4 4 閉議